

デジタルマーケティング（プロモーション）公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

欧米からの誘客をさらに強化するため、機構の海外ネットワーク等を活かして、機構がターゲットとする市場に向けたデジタルマーケティングを強力に展開するとともに、各種指標によりデジタル上での反応を分析できる体制を整備し、その効果の検証、分析を図ることとし、当該事業の企画運営に関する業務を実施するもの。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 15 日まで。

(4) 予算額

30,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 注意事項

(1) 仕様書等に対する質問について

① 仕様書等に対する質問がある場合は、質問書【様式 1】を提出すること。

質問書提出期限 平成 30 年 7 月 20 日（金）午後 5 時

② 提出方法は、持参、郵送又は FAX 等による。FAX の場合、件名を「デジタルマーケティング（プロモーション）に関する質問」とし、送信後、提出先へ電話により着信の確認を行うこと（一般社団法人せとうち観光推進機構 電話：(082) 836-3217 FAX: (082) 836-3218）。

③ 平成 30 年 7 月 24 日（火）までに回答する。

(2) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

一般社団法人せとうち観光推進機構

② 提案書提出期限

平成 30 年 7 月 30 日（月）午後 5 時

③ 提出方法

持参又は郵送による。

④ その他

ア デジタルマーケティング（プロモーション）企画提案公募実施要領で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる書類を 1 部添付し、提出しなければならない。

(ア) 企業概要及び業務に関する実績表【様式 2】

(イ) 会社（代表者）の直近の財務諸表

(ウ) 入札参加資格審査結果通知書等の写し

イ 提案書の再提出は、上記②の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

ウ 提案書を取り下げる場合は、取り下げ願い書【様式 3】を提出するものとする。

なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合に

も、取り下げ願い書【様式3】を提出し、取り下げるものとする。

また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

- (3) 最優秀者として選定されなかった者に対する通知等について
最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- (4) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。
- (5) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 参加者の負担について
提案書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書等を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (8) 提出された提案書について
 - ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
デジタルマーケティング（プロモーション）企画提案公募実施要領による
- (2) 契約事項に関する規則
一般社団法人せとうち観光推進機構財務規程等による

4 添付書類

- 説明書様式1～3
- 仕様書
- 業務委託契約書（案）
- 企画提案書作成要領

【問い合わせ先】

一般社団法人 せとうち観光推進機構
担当 泉
電話 082-836-3217
FAX 082-836-3218